

入札（見積）執行調書

令和 3年 1月22日
午前 9時40分 執行

工事番号	給水第69号			
工事名	千秋町塩尻乙橋地内小口径配水管布設工事			
工事場所	一宮市千秋町塩尻字乙橋地内			
指名業者	第1回	第2回	第3回	請負代金額
(有)タツミ設備	1,240,000	決定		1,364,000
		予定価格 (消費税及び地方消費税を含まず)		1,240,000

工事種別	随意契約理由
水道施設工事	本工事は、給水申込みに伴う工事であり、工事の円滑かつ適切な施工を確保する必要があるため、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号の規定により随意契約とし、当該宅地内工事業者に対して発注するものです。ただし、配水管布設工事負担金が発生する場合は手数料・加入金・負担金の納入が確認出来次第、契約を締結するものです。